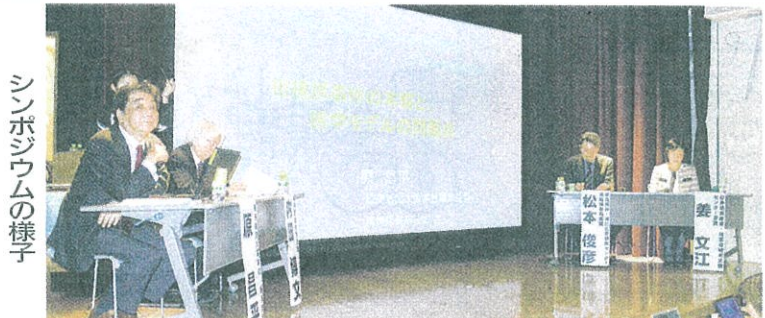


問われる措置入院改革



シンポジウムの様子

国会に提出された精神保健福祉法改正案をめぐり、日本弁護士連合会(中本和洋会長)は6日、都内で措置入院制度改革を考へるシンポジウムを開き、約200人が参加した。

登壇した専門家からは、患者の権利を擁護する仕組みが必要だとする意見が相次いだ。

2月28日に提出された改正案は、昨年7月に発生した障害者支援施設「津久井やまゆり園」(相模原市)での殺傷事件で、犯人が事前に措置入院していたことから、再発防止策として措置入院制度を改革するもの。

すべての措置入院患者に対し、入院中から退院後の支援計画を作成することを都道府県などに義務付ける。退院後も関係機関がかかわりを持つことで本人の孤立を防ぐ狙いだ。

- 【精神保健福祉法改正案の概要】
(措置入院関連のみ抜粋)
- 都道府県・政令市は措置入院患者に対し、退院後の支援計画を作る
 - 退院後は帰住先の保健所設置自治体が、支援計画に基づき相談指導を行う
 - 保健所設置自治体は、措置入院患者が退院後の支援を確実に受けられるよう地域協議会を設置する
 - 患者が支援計画期間中に他の自治体に転居したら、計画内容を元の自治体に転居先自治体に通知する
 - 措置入院先の病院は、「退院後生活環境相談員」を選任する

日弁連シンポジウム

その委員の一人、柏木一恵・日本精神保健福祉士協会会長は6日、「改正案の概要は精神医療と地域精神保健福祉の不備が今回の事件を生み出したかのような印象を国民に与え、承服できない」とする見解を表明した。

シンポジウムの概要は次の通り。

(福田敏克)

患者の権利擁護を

望まぬ「支援」の恐れ



東 奈央

日本弁護士連合会
人権擁護委員会委員

改正案の大きな問題点もある。警察がメンバーには、本人が望まなくても医療入る地域協議会の設置も規程を中心とした「支援」を定された。精神障害のある受け続けなければならない人の権利擁護制度の構築が恐れがあることだ。都道府 必須だ。

県が支援対象者に対し、退院後支援計画に基づき「相談指導」しなければならぬとする条文

孤立防ぐことが大切



松本 俊彦

国立精神・神経医療研究センター
病院精神科

患者を孤立させないことだ。地域協議会のメンバーが大切だ。継続的な「医療」に警察が入ることに私は再ではなく「支援」(福祉的)発防止策検討チームで反対なものが必要で、保健師した。独立した権利擁護機による声かけは効果的だ。関の設置には賛成だ。

それもダメだと言われたら困る。マンパワーを増やし、措置入院は入口も出口も広くすべき

主客転倒し監視続く



内田 博文

神戸学院大
法学部教授

改正案では、患者は支援会から厳しい批判にさらされる「客体」であって「主体」にはなりえない。措置入院社会防衛の要素を排除する後も無期限に監視の網をかき続けるようとするものである医療基本法が必要だ。

り、ハンセン病患者の強制隔離政策に酷似する。国際的な流れに逆行し、国連障害者権利委員

再発防止策は別途必要



原 昌平

読売新聞編集委員
大阪本社編集委員
精神保健福祉士

措置入院の見直しは、再これが最大の欠陥だ。そんな発防止策検討チームの始め中での改正案には不安があるから政府が決めた。今の権利擁護が必要だが、回の事件の本質は差別思想。そのためには人間同士の関であり、再発防止のために係づくりが欠かせない。

は別の議論が必要だ。患者の味方になってくれる人がいないのが今の精神医療の姿であり、そ